

「京都市動物園サポーター制度」エサ代サポーター制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都市動物園サポーター制度要綱第2条第2号に規定するエサ代サポーター制度について、その取扱を定めるものである。

(要件等)

第2条 エサ代サポーター制度による支援対象は、動物園のゾーン又は動物種ごとに、別表第1のとおりとする。

- 2 金額は、原則として、1口10万円とし、複数口での申込みを可能とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、1口未満の寄付についても、受付を行う。

(手続)

第3条 寄付を申し出る者は、「エサ代サポーター制度寄付申出書」(様式第1号)を提出する。ただし、1万円未満の寄付を希望する場合は、不要とする。

- 2 寄付金は、現金又は京都市が発行する納付書により、指定の期日までに納付するものとする。ただし、1万円未満の寄付を希望する場合は、動物園内に設置する募金箱を利用するものとする。
- 3 市長は、前条第2項に定める金額の寄付をした者に対し、受納を証するため、受納書を交付する。ただし、前条第2項に定める金額以下の寄付であっても、希望する者には、受納書を交付するものとする。

(特典等)

第4条 市長は、寄付を行った者(以下「寄付者」という。)に対し、別表第2に掲げる特典等を与えるものとする。

- 2 前項に定める特典等のうち、寄付者の名称を表示したプレート(以下、「プレート」という。)については、寄付金の納入確認後、申出のあった月の翌月末日までに作製し、速やかに動物舎等に掲示するものとする。また、動物園ホームページへの名称等の掲示についても、同様とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、寄付者が、前項に定める期日以降の掲示開始を希望する場合は、申出時に動物園と協議のうえ、開始日を決定する。
- 4 プレートは1口につき1枠(縦15cm×横30cm)とし、複数口の場合、複数の場所への掲示や1つの場所での複数のプレートの表示も可能とする。
- 5 プレートの掲示場所については、申込時に動物園と協議のうえ、決定する。
- 6 プレートの掲示期間は、掲示を開始した月の翌月から1年間とし、以降更新を行う場合については、掲示が終了する月の翌月から1年間とする。
- 7 第1項に定めるもののほか、市長は、寄付者に対し、顕彰を行うことができる。

(取下げ)

第5条 寄付者から申出があった場合は、当該寄付者に係るプレートを取り外すことができる。

(費用の返還)

第6条 いかなる場合であっても既納の寄付金の返還は行わない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、エサ代サポーター制度の事務取扱に関し、必要な事項は、文化市民局長が定める。

附 則

この要領は、決定の日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日決定)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月28日決定)

この要領は、決定の日から施行する。

別表第1

ゾ ー ン	動 物 種
お と ぎ の 国	レッサーパンダ, ペンギン
ア フ リ カ の 草 原	アミメキリン, グレビーシマウマ, カバ, ミーアキヤット, フェネック, フラミンゴ
サ ル ワ ー ル ド	ゴリラ, チンパンジー, シロテテナガザル, フサオマキザル, ワオキツネザル, マンドリル, アカゲザル
も う じ ゅ う ワ ー ル ド	アムールトラ, ライオン, ツシマヤマネコ, ジャガー
ひかり・みず・みどりの熱帯動物館	ゾーン募集のみ
ゾ ウ の 森	アジアゾウ, ブラジルバク
京 都 の 森	ゾーン募集のみ
そ の 他 ゾ ー ン	ヤブイヌ, エミュー, クジャク, タンチョウ

別表第2 特典等 (第4条関係)

寄 付 額	特 典
500 円以上 10,000 円未満	認定缶バッジ
10,000 円以上 100,000 円未満	認定缶バッジ 優待券 (年間パスポート) (注1)
100,000 円以上	(1) 名称を表示したプレート (縦15cm×横30cm) を支援する動物に係る動物園舎等に掲示する。 (2) 動物園ホームページに名称及び支援内容を掲示する。 ※ 掲示を希望する者に限る。

注1 寄付額10,000円につき1枚の優待券 (年間パスポート) を進呈。

平成 年 月 日

（あて先）京都市長

京都市動物園サポーター制度
エサ代サポーター制度寄付申出書住 所
商号又は団体の名称
代表者名

印

下記のとおり動物の餌代として寄付を申し出ます。

寄付金額 ^(※1)	円	
申込口数 (1口 10万円)	口	
支援する対象動物 ^(※1)		
連絡先	住 所	(〒 -)
	電話番号	
	FAX番号	
	担当者名	
プレート掲示希望場所 ^(※2)		
プレート表示内容 ^(※3) (1口 15cm×30cm)		
掲示開始希望月 (申込の翌月以降を指定)	年	月

(※1) 10万円未満の寄付の場合は※1の欄のみご記入ください。

(※2) 掲示希望場所は、事前に動物園にご相談ください。

(※3) プレート表示内容はデータでの提出も可能です。

【留意事項】公文書公開請求があった場合は、個人情報を除き、原則として提出書類を公開します。